

(3) 騒音・振動に係る基準

騒音に係る環境基準

時間区分	2 区 分 (昼/ 6:00~22:00) (夜/22:00~ 6:00)	
	類型	基準値(昼/夜)
地域の類型と基準値	類型	基準値(昼/夜)
①特に静穏を要する地域	A A	50dBdB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	a. 60dB/50dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について		1)道路に面する地域の全戸数(推計可) 2)等価騒音レベル(L _{eq}) 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源(距離不問) 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下:15m/2車線超:20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45dB/夜40dBとする

特定工場において発生する騒音の規制基準

区 域	時間帯			
	朝 午前6時~午前8時	昼 午前8時~午後6時	夕 午後6時~午後10時	夜 間 午後10時~ 翌日の午前6時
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	65dB	55dB
第4種区域	65dB	70dB	70dB	60dB

注) 第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の2第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館ならびに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、本表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。

特定工場において発生する振動の規制基準

区域区分		時間区分	昼 間	夜 間
			午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日の午前 8 時
第 1 種区域			6 0 d B	5 5 d B
第 2 種区域	(I)		6 5 d B	6 0 d B
	(II)		7 0 d B	6 5 d B

注 1) 第 2 種区域(I)および(II)のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館および特別養護老人ホームの敷地周囲50メートルの区域における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。

注 2) 第 1 種区域に接する第 2 種区域(II)における当該境界線より15メートルの範囲内の規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。ただし、前項の適用を受ける区域は除くものとする。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	地域区分	特定建設作業						
		くい打機等を用いる作業	びょう打機を用いる作業	さく岩機を用いる作業	空気圧縮機を用いる作業	コンクリートプラント等を用いる作業	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを用いる作業	
基準値	①②	85 d B						
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと						
	②	午後10時～午前 6 時の時間内でないこと						
1日あたりの作業時間※	①	10時間を超えないこと						
	②	14時間を超えないこと						
作業期間	①②	連続 6 日を超えないこと						
作業日	①②	日曜日その他の休日ではないこと						

(1)基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

(2)基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。

(3)上表の地域の区分①、②は以下のとおりである。

①	1号区域	特定工場等の騒音に係る第1種、第2種、第3種区域の全域および第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲80メートルの区域内
②	2号区域	特定工場の騒音に係る指定地域のうち上記を除く区域

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

基準値	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域 第2号区域	
7 5 d B	午後 7 時～午前 7 時	午後10時～午前 6 時	10時間以内	14時間以内	連続 6 日間以内	日曜・休日以外

注(1)第 1 号区域：工場・事業場関係の区域区分のうち、

①第 1 種区域および第 2 種区域(I)

②第 2 種区域(II)のうち、学校、保育所、図書館、病院、診療所および特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

注(2)第 2 号区域：指定地域のうち(1)に掲げる区域以外の区域

自動車騒音に係る要請限度

区 域 の 区 分		昼間 午前6時 ～午後10時	夜間 午後10時 ～午前6時
1	a区域およびb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域および c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

※ a～c区域は騒音の環境基準の地域類型A～C類型をそれぞれ適用

道路交通振動の要請限度

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
		午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時
第1種区域		65 dB	60 dB
第2種区域	(I)	70 dB	65 dB
	(II)		

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備 考
I	70 dB以下	Iをあてはめる地域：主として住居の用に供される地域
II	75 dB以下	IIをあてはめる地域：商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(4) ダイオキシン類に係る環境基準

項 目	基 準 値
大 気 環 境 基 準	0.6 pg-TEQ/m ³
水 質 環 境 基 準	1 pg-TEQ/L
底 質 環 境 基 準	150 pg-TEQ/g
土 壌 環 境 基 準	1,000 pg-TEQ/g

- 備考 1. 大気環境基準および水質環境基準は、同一測定点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。
 2. 土壌環境基準は、1回の測定結果をもって評価する。
 3. 土壌に関して、他媒体への影響等の調査を開始する目安となる調査指標値は250 pg-TEQ/gである。